

# SDGs で気候変動を乗り切る

## 3つの視点 (小林正明)

### 1) SDGs の2つの意義/系譜

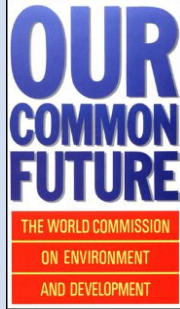
- ・ 持続可能な開発をめざす取組の蓄積
- ・ 開発途上国支援 ⇒ 地球全体でのパートナーシップ

### 2) 地域循環共生圏 = ローカルSDGs

- ・ 自立・分散 ⇔ 補完・支え合い
- ・ 世界の範となる日本

### 3) 人材の育成 / 世代間交流 / ESD

- ・ 環境教育等推進法 / ESD支援センター / ユネスコスクール



1972年 国連人間環境会議（ストックホルム会議）

1987年 『ブルントランド委員会報告書 (Brundtland Report) - Our Common Future - 』

1992年 環境と開発に関する国連会議（UNCED：地球サミット）

- ⇒ 「環境と開発に関するリオ宣言」「アジェンダ21」の採択
- ⇒ 「気候変動枠組み条約 (UNFCCC)」「生物多様性条約 (CBD)」の採択
- ⇒ 「地球環境ファシリティ (GEF)」「国連持続可能な開発委員会 (UNCSD)」の創設

1995年 世界社会開発サミット

2000年 国連ミレニアムサミット

- ⇒ 「ミレニアム宣言」の採択
- ⇒ 「ミレニアム開発目標 (MDGs)」の検討、採択 (2001年)

2002年 持続可能な開発に関する世界首脳会議

(WSSD：ヨハネスブルグ・サミット)

- ⇒ 「ヨハネスブルグ実施計画」の採択

2012年 国連持続可能な開発会議（UNCSD, Rio+20）

2015年以降の「開発」アジェンダ／持続可能な開発目標（SDGs）

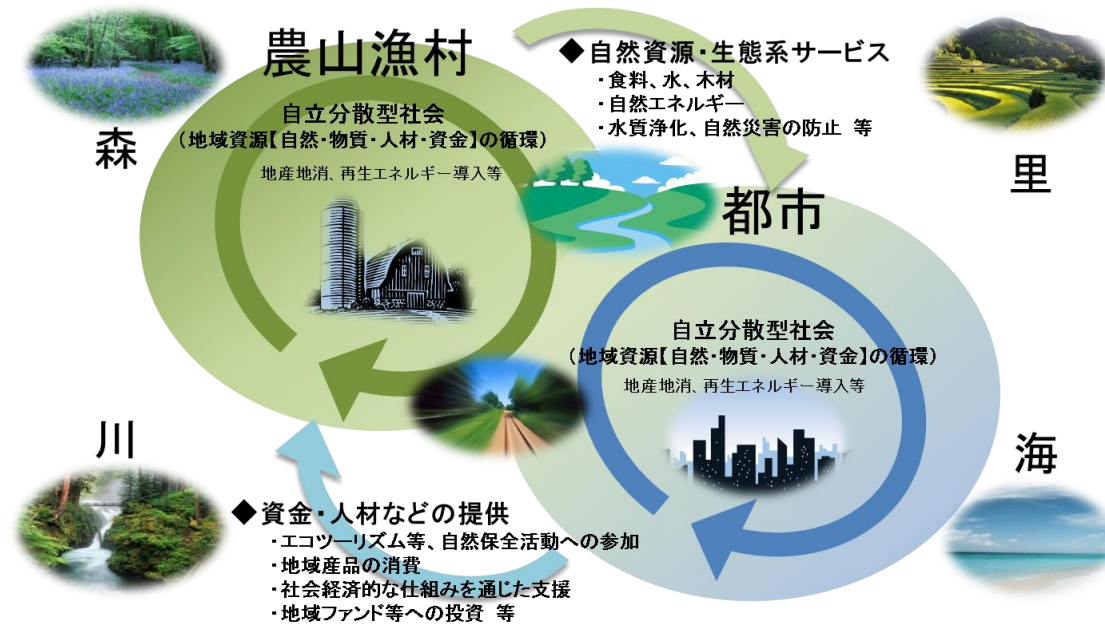
我々の世界を変革する：  
持続可能な開発のための2030アジェンダ

# 第五次環境基本計画の基本的方向性

目指すべき社会の姿

1. **「地域循環共生圏」の創造。** ※ 各地域がその特性を活かした強みを発揮  
 → 地域資源を活かし、**自立・分散型の社会**を形成  
 → 地域の特性に応じて補完し、**支え合う**
2. **「世界の範となる日本」の確立。** ※ ① **公害を克服**してきた歴史  
 ② **優れた環境技術**  
 ③ 「もったいない」など**循環**の精神や自然と**共生**する伝統を有する我が国だからこそできることがある。
3. これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会（**「環境・生命文明社会」**）の実現。

地域循環共生圏



# 環境・経済・社会の課題の同時解決に向けた方向性

我が国が直面する環境・経済・社会の課題に対して、環境政策によって環境問題を解決すると同時に、経済・社会の課題をも解決していくための方向性を提示。

## ■ 経済成長

### ■ グリーン成長の実現

- 地球温暖化対策を始めとした環境保全対策により、**新たな投資・消費需要を創出し**、イノベーションを誘発することで経済成長を実現。

### ■ 環境保全と高付加価値化

- 炭素投入量の増加を伴う財・サービスから、無形資産を活用したイノベーション等による財・サービスの質的向上を通じた**高付加価値化**への転換。
- 地域産業や地域の**ブランド化**による無形資産としての活用。

### ■ 資源生産性の向上

- 天然資源の投入に頼らない**サービスの創出。海外に依存する化石系資源や金属資源等の国内の**再生資源への代替**

## ■ 気候・エネルギー・資源安全保障

### ■ 気候安全保障

- 我が国の温室効果ガスの早期大幅削減の達成。技術・ノウハウ・ライフスタイル等の**海外への発信・展開**。

### ■ エネルギー・資源安全保障

- 地域のエネルギー・資源の**最大限の活用**。

## ■ 地方創生・国土強靱化

### ■ 地域エネルギーの活用

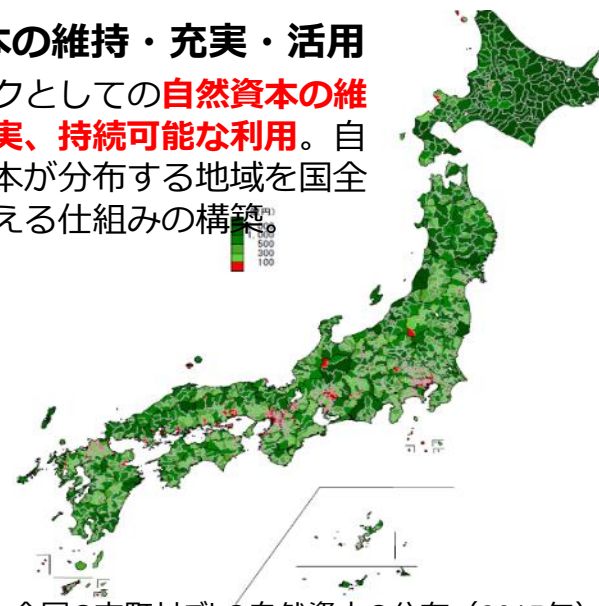
- 再生可能エネルギーによる地域の**エネルギー収支の改善**。**自立分散型エネルギー**による災害時のレジリエンスの向上。

### ■ 市街地のコンパクト化

- 人口減少社会に対応した各種サービス機能の集約による**コンパクト化**。各地域のネットワークの形成。

### ■ 自然資本の維持・充実・活用

- ストックとしての**自然資本の維持・充実、持続可能な利用**。自然資本が分布する地域を国全体で支える仕組みの構築。



資料：環境省

全国の市町村ごとの自然資本の分布（2015年）

# 地域循環共生圏とはローカルSDGs

各地域がその特性（課題・ニーズ）に応じ、**地域資源**を活かし、**自立・分散型の社会**を形成しつつ、近隣地域と補完し、支え合うことで創造。環境・社会・経済の統合的課題解決により**脱炭素**と**SDGs**が実現した、魅力あふれる**地域社会像**。

## ■ 「地域循環共生圏」創造の重要なポイント

- ✓ ①地域課題とニーズを適確に捉え、②対応する地域資源を発見・活用し、③縦割りを超えた新たなパートナーシップを形成、地域連携を深化させ、④新たな価値を創造し、地域経済循環を向上させる
- ✓ 更に、「**テクノロジー×デザイン**」で課題を克服しつつ魅力を上げ、異分野との連携により「**単一的取組から多面的取組**（統合的課題解決）」に深化させていく



- 地域循環共生圏は、ローカルビジネスの創出や、地域経済の活性化・経済循環拡大にも大きく貢献
- 紹介事例は緒に付いたばかりで構想ステージのものも多い。今後、Society5.0も活用し更なる異分野連携や統合的課題解決を地域ビジネスベースで進められるよう環境省もプレーヤーとして最大限活動

# 環境教育の背景と現状

## 環境教育の制度化

国際

国連環境開発会議  
(リオ・サミット)

「持続可能な開発」のための教育の重要性を確認

1992

持続可能な開発に関する世界首脳会議  
(ヨハネスブルグ・サミット)

「持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」を日本が提案

2002

ESDに関するユネスコ世界会議

「国連ESDの10年」の後継プログラムとしての「GAP(Global Action Program)」の開始と「あいち・なごや宣言」の採択

2014

「国連ESDの10年」  
(2005～2014年)

国内

環境教育推進法  
(2003年7月：議員立法)

改正

環境教育等促進法(2011年6月：議員立法)

環境教育を「持続可能な社会の構築を目指し、環境と社会、経済及び文化の「つながり」の理解を深めるものであることと定義

環境基本法  
(1993年11月公布)

第25条に環境教育等の推進を規定

教育基本法改正  
(2006年6月(文科省))

教育の目標に生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うことを規定

学校教育法改正(2007年6月(文科省))

教育の目標に、学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うことを規定。その後学習指導要領を改訂して、各教科等に反映